

○**建築士法第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定（平成 20 年 12 月 5 日 県告示第 1827 号）の改正について**

平成 29 年 12 月 建築住宅課

1 関係法令等の改正概要

1) 建築士法の改正 平成 26 年法律第 92 号 (施行済)	【第 4 号】従来、建築士法施行規則の中に規定されていた「 建築設備士 」について法律に規定した。 (建築設備士の資格内容に変更なし)										
2) 学校教育法の改正 平成 27 年法律第 46 号 (施行済)	【第 2 号・第 3 号】学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「 義務教育学校 」を新たな学校の種類として規定した。										
3) 学校教育法の改正 平成 29 年法律第 41 号 (H31.4.1 施行)	<p>【第 1 号】専門職業人の養成を目的とする「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が新設された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学位</th> <th>学歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専門職大学</td> <td>卒業 ⇒ 学士</td> <td>大卒</td> </tr> <tr> <td>前期課程修了 ⇒ 短期大学士</td> <td rowspan="2">短大卒</td> </tr> <tr> <td>専門職短期大学</td> <td>卒業 ⇒ 短期大学士</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学位	学歴	専門職大学	卒業 ⇒ 学士	大卒	前期課程修了 ⇒ 短期大学士	短大卒	専門職短期大学	卒業 ⇒ 短期大学士
区分	学位	学歴									
専門職大学	卒業 ⇒ 学士	大卒									
	前期課程修了 ⇒ 短期大学士	短大卒									
専門職短期大学	卒業 ⇒ 短期大学士										

2 県告示の改正

建築士試験は、建築士法第 13 条に基づき「一級は国、二級・木造は都道府県」が実施する。

受験資格は、原則、建築士法に定められているが、二級・木造の受験資格の一部は都道府県知事が指定すること（法第 15 条第 3 項）とされており、県告示（H20 第 1827 号）はこの指定を行っている。

<告示の改正内容>

①受検資格の追記（第 1 号）

- ・単位の計算方法に「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」を追記する。
- ・短大卒同等となる「専門職大学の前期課程の修了者」に関する基準を追記する。

②義務教育学校の追記（第 2 号・第 3 号）

- ・義務教育学校は中学校と同様と扱うこととし、本告示第 2 号・第 3 号の表中に記載された「中学校」の次に「又は義務教育学校」と追記する。

③建築設備士の規定の改正（第 4 号）

- ・建築設備士が、建築士法施行規則から建築士法となったことに伴い、規定条文を改正する。

改正前：建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士

⇒ 改正後：建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

3 施行日

2②「義務教育学校の追記」及び③「建築設備士の規定の改正」は、告示の日より施行する。

2①「受検資格の追記」は、平成 31 年 4 月 1 日（学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）の施行の日）より施行する。（国の技術的助言において、「受験生の進路選択の観点から、可能な限り平成 29 年中に改正を行うようお願いする。」とされている。）